

屋外広告物の安全点検について

近年、全国で屋外広告物が落下・倒壊する事故が多発しております。
静岡県では、広告物の安全性の向上を図るため、広告物の許可更新時に実施していただいている安全点検の取扱いを、次のとおり変更しました。
変更後の点検報告書の様式は別添のとおりです。

1 全ての広告物について、点検報告書の様式が変わりました。

点検の項目が、変更前の6項目から、17項目に増えました。

2 堅ろうな広告物について、点検者の資格要件が厳しくなりました。

(1) 堅ろうな広告物（建築基準法による工作物の確認申請が必要な4m超の広告物）は、「屋外広告業者」や「屋外広告物講習会修了者」の資格では、点検ができなくなりました。

点検者 (点検を行うことができる人)	～R2. 3末	R2. 4～	変更に伴う対応
屋外広告士	○	○	
広告美術仕上げ技能士等	○	○	
屋外広告業者	○	×	変更後の資格を有していない屋外広告業者の方が安全点検を行う場合は、
屋外広告物点検技能講習修了者【新たに追加】	—	○	屋外広告物点検技能講習（下記※）を受講するなどの対応をお願いします。
屋外広告物講習会 修了者	○	×	資格を有する方に、安全点検を依頼するなどの対応をお願いします。
うち、一・二級建築士	○	○	

(2) その他の広告物は、これまでどおり、どなたでも点検できます。

※ 屋外広告物点検技能講習とは

- ・ 屋外広告業の事業者団体が実施する、広告物の点検に関する技能講習会です。
- ・ 受講資格：屋外広告業者であり、5年以上の工事経験年数があること

※ 詳しくは、**(一社)日本屋外広告業団体連合会** のホームページを御覧ください。

URL <http://www.nikkoren.or.jp/>

静岡県内での開催については、**静岡県広告美術業協同組合** へお問い合わせください。

Tel 054-283-3000 URL <https://shizukobi.com>

<今回の変更が適用される市町>

伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市 及び 全ての町

(この他の市の取扱いについては、直接各市にお問い合わせください。)

[問合せ先] 静岡県 交通基盤部 景観まちづくり課 電話 054-221-3702

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/1029821.html>

静岡県 屋外広告物 安全管理 で

※ 令和2年4月1日以降の点検報告書様式

- ・ 点検項目が、17項目に増えました。
- ・ 点検実施者の資格等が厳しくなりました。(堅ろうな広告物に限る)

様式第2号の2(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

屋外広告物点検報告書

対象物件	広告物の種類					
	広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所					
	設置年月日					
	現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年月日	番号	第 号	
点検項目等	点検箇所	点検項目	補修を要する不良箇所	補修の概要		
				補修年月日	補修の内容	
	上部基礎構造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	年月日		
		2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	年月日		
		3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	年月日		
	支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有 無	年月日		
		2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有 無	年月日		
	取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	年月日		
		2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	年月日		
		3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無	年月日		
	広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	年月日		
		2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	年月日		
		3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	年月日		
	照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	年月日		
		2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	年月日		
		3 周辺機器の劣化、破損	有 無	年月日		
	その他	1 附属部材の腐食、破損	有 無	年月日		
2 避雷針の腐食、損傷		有 無	年月日			
3 その他点検した事項()		有 無	年月日			
点検した日時		年 月 日			午前 午後	
点検実施者	住所					
	氏名					
	資格等	1 屋外広告士 2 広告美術科の職業訓練指導員の免許所持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術科の職業訓練修了者 3 一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 4 屋外広告物点検技能講習修了者 5 その他				

(注) 対象物件が堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。